

一般社団法人日本ヘルスケア役員協会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ヘルスケア役員協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 わが国における医療法人及び社会福祉法人における監事等役員制度の研究及び研究成果の普及を通じて、監査品質の向上を図り、医療法人及び社会福祉法人の健全な運営の確保に努めることにより、日本の社会保障制度の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 監事による監査基準及び監事監査のための指針の作成並びにその普及
- (2) 監事等に対する業務に関する研修及び支援事業
- (3) 監査関連情報の提供事業
- (4) 監事等適格者の育成及び研修事業
- (5) 監事等適格者の紹介事業
- (6) 監事等に関する相談・助言事業
- (7) 関係団体との関係、具申又は答申事業
- (8) 上記各号に附帯又は関連する一切の事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この会則その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 会則の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産に関する定めを置く場合は、その処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの会則で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事理事長

が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事理事長がこれに当たる。但し、当該社員総会時に代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 会則の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産に関する定めを置く場合は、その処分
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者に第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名以上を代表理事に選任するものとする。
 - 3 代表理事が1名のみ存する場合は、当該代表理事は当然に理事長となるものとする。
 - 4 代表理事が2名以上存する場合は、理事会の決議をもって理事長を1名選定するものとし、

その他の代表理事を副理事長に選定することができるものとする。

5 前項に関わらず、各代表理事は、当法人の業務を執行し統括するものとする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの会則で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの会則で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第25条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他この会則及び法令で定める事項

(招集)

第27条 理事会は、代表理事理事長が招集する。

2 代表理事理事長が欠けたときは、代表理事副理事長が理事会を招集する。

3 代表理事の全員が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一

一般の閲覧に供するものとする。

3 この法人が従たる事務所を設置したときは、従たる事務所に関し、前項の規定を準用する。
(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会に報告し、その承認を受けるものとする。ただし、本法人に会計監査人を設置した場合、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当する場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会の承認に代えて、当該計算書類の内容を定時社員総会へ報告しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、会則を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第33条 この会則は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第35条 この法人が公益認定を受けた後、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第37条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

会費等規則

（目的）

第1条 この規定はヘルスケア会則第6条に規定する会員の年会費について、当法人の社員総会の決議により、算定方法及び必要事項を定める。

（負担）

第2条 会員の入会金は3万円、年会費は6万円とする。但し、社員総会の決議により年会費額を変更することができるものとする。

（不返還）

第3条 会則10条の規定に基づき、既納の年会費及びその他の拠出金品は返還しない。

（徴収開始期）

第4条 会計年度の途中に入会した会員の年会費の徴収は、入会した日の属する月から開始する。なお、計算方法は月割とする。

（徴収終止期）

第5条 会員が会計年度の途中で退会した場合、退会した日の属する年の翌年から徴収しない。

（変更）

第6条 この規定に定める会費等の金額を変更する場合は、理事会の承認を要する。

付則 この規則は、平成29年11月1日から施行する。